

●●● 四万十町から転出される方へ ●●●

◎ **新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村へ必ず転入届を行ってください。**(届出が遅れると過料や罰金に処せられる場合があります。)

◎ 転入届に必要なもの(下記は主なものです。**代理人の場合、委任状等が必要となりますので、詳細は新住所地の市区町村にお問い合わせください。**)

①転出証明書(※) ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、保険証と年金手帳(基礎年金番号通知書)等)

③マイナンバーカード又は住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ④在留カード又は特別永住者証明書(外国人のみ)

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書が発行されない場合があります。

◎ 転出証明書に記載のある異動年月日や転出(予定)地、世帯主等に変更があった場合でも、お渡しした転出証明書は有効な証明書としてご利用いただけます。新住所地の市区町村窓口で変更事項を伝え、正しい内容で転入届を行ってください。

◎ 都合により転出を取りやめるときは、異動者の方が、必ず転出証明書と本人確認書類をお持ちのうえ、四万十町で転出取消の手続きを行ってください。

◎ 次の項目について、該当する方はそれぞれ手続きを行ってください。

対象者	四万十町での手続き	担当課(係)	新住所地での手続き
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	新住所地でも引き続き使用できますが、電子証明書は転出(予定)日に失効します。	町民課 戸籍住民票係 0880-22-3117	新住所地の市区町村にマイナンバーカード、住民基本台帳カードを持参し、新住所の記載や電子証明書の発行手続きを行ってください。
マイナンバーカードを申請中及び申請する予定の方	四万十町住所の申請は取消されます。	町民課 戸籍住民票係 0880-22-3117	新住所地の市区町村が発行した申請書でマイナンバーカードを申請してください。
印鑑登録をされている方	印鑑登録証をお返しください。印鑑登録は転出(予定)日に廃止されます。転出(予定)日の前日までに印鑑登録証明書が必要となった場合は、転出証明書と印鑑登録証(未返却の場合のみ)をお持ちください。	町民課 戸籍住民票係 0880-22-3117	印鑑登録が必要な方は、新住所地で改めて登録手続きを行ってください。
国民健康保険に加入されている方	被保険者証(資格確認書)、各種限度額証は、転入日以降は使わずお返しください。 ※大学等への進学などで、引き続き四万十町の国民健康保険に加入することを希望される方は、お問い合わせください。	町民課 保険医療係 0880-22-3117	新住所地で加入手続きをしてください。 特定疾病療養受療証をお持ちの方は、新住所地にご提示ください。
後期高齢者医療制度に加入されている方	被保険者証(資格確認書)、各種限度額証は、転入日以降は使わずお返しください。	町民課 保険医療係 0880-22-3117	
国民年金に加入又は受給されている方	特にありません。	町民課 年金子ども手当係 0880-22-3117	特にありません。

児童手当を受給されている方	転出に伴い、届出(受給事由消滅届)が必要です。(公務員を除く。)お子さんのみが転出する場合も手続きが必要です。転出予定日に資格が喪失します。	町民課 年金子ども手当係 0880-22-3117	新住所地の市区町村にお問い合わせください。 申請が遅れると手当を受け取れない月が生じる場合があります。 ※児童手当連絡票を必ず持参してください。
児童扶養手当を受給されている方	転出に伴い、届出が必要です。	町民課 年金子ども手当係 0880-22-3117	新住所地の市区町村にお問い合わせください。 申請が遅れると手当を受け取れない月が生じる場合があります。
乳幼児医療受給者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。 転出日の翌月に資格が喪失します。	町民課 年金子ども手当係 0880-22-3117	制度の有無について、新住所地の市区町村にお問い合わせください。 ※課税証明書が必要な場合がありますのでご確認ください。
ひとり親医療受給者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。 転出日の翌月に資格が喪失します。	町民課 年金子ども手当係 0880-22-3117	制度の有無について、新住所地の市区町村にお問い合わせください。 ※課税証明書が必要な場合がありますのでご確認ください。
妊婦一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票、乳幼児一般健康診査受診票、各種予防接種予診票をお持ちの方	転出した場合は使用できません。	健康福祉課 母子保健福祉係 0880-22-3115	新住所地の市区町村で新たに交付を受けてください。
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証をお返してください。 転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。	高齢者支援課 介護保険係 0880-22-3900	新住所地の市区町村で、資格取得の手続きを行ってください。
要介護(要支援)認定を受けている方	受給資格証明書を交付しますので、高齢者支援課へご連絡ください。	高齢者支援課 介護保険係 0880-22-3900	新住所地の市区町村に受給資格証明書を持参し、要介護認定の申請を行ってください。
介護保険施設入所のために転出する方	新住所に書き換えますので、被保険者証を提示してください。 転出後も、四万十町の介護保険被保険者のままです。	高齢者支援課 介護保険係 0880-22-3900	入所施設に、介護保険被保険者証をご提示ください。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	健康福祉課 障害福祉係 0880-22-3115	新住所地で住所変更の手続きを行ってください。
特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、在宅重度障がい者手当を受給中の方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	健康福祉課 障害福祉係 0880-22-3115	新住所地の市区町村にお問い合わせください。

心身障がい者扶養共済制度に加入している方	届出が必要な場合がありますので、担当課へお問い合わせください。	健康福祉課 障害福祉係 0880-22-3115	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
自立支援医療(精神通院)を受けている方	特にありません。	健康福祉課 障害福祉係 0880-22-3115	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
公立小中学校の転校手続き	各学校での転校手続きが必要です。	学校教育課 学校教育係 0880-22-2594	新住所地の市区町村、新住所地の教育委員会 にお問い合わせください。
水道の使用中止	水道を使用されない場合は、担当課で閉栓手続きをしてください。 ※電話でも閉栓手続きが可能です。	環境水道課 上下水道係 0880-22-3119	水道の開栓については、新住所地の市区町村 にお問い合わせください。
125CC以下のバイクをお持ちの方	廃車手続きを行います。ナンバープレートと、本人確認書類(免許証やマイナンバーカード等)を担当課までお持ちください。	税務課 税務係 0880-22-3116	新住所地の市区町村にお問い合わせください。
犬を飼われている方	特にありません。 ※新住所地の変更手続きで、四万十町の犬の鑑札が必要となりますので、紛失している場合は担当課へお問い合わせください。	環境水道課 環境係 0880-22-3119	新住所地で、所有者の住所および犬の所在地 の変更手続きを行ってください。

●●● お知らせ ●●●

町民税・県民税について	町民税・県民税は、その年の1月1日現在の住所地で課税されます。したがって1月1日現在四万十町に住所があれば、四万十町で課税されることになります。	税務課 税務係 0880-22-3116
固定資産税について	固定資産税は、その年の1月1日現在の所有者に課税されます。毎年5月に所有者に納税通知書を発送しますので、今後転出先からさらに住所を変更する場合は、早目に連絡してください。	税務課 資産税係 0880-22-3116
空き家について	空き家の所有者や管理者は、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適正な管理に努めてください。	建設課 建築住宅係 0880-22-3120